

[3] 役員名簿

役 員 名 簿			
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇			
役 名	氏 名	住所又は居所	役員報酬 の有無
理 事 (理事長)	〇 〇 〇 〇	島根県松江市殿町1番地	有
	「理事」「監事」を記載します。理事長などの役職名は（ ）書きします。		
理 事 ・ ・	〇 〇 〇 〇	島根県出雲市〇〇町〇〇番地	無
	定款の附則と一致します。 住民票と一致します。 外国の方などでアルファベットを用いる場合は、（ ） 書きで読み方をカタカナで記載します。		
監 事 監 事	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	無
	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	無
報酬の有無を記載します。 報酬を受ける役員は、役員総数の3分の1以下でなければなりません。			無
理事と監事は兼務できません。 法人の職員と監事は兼務できません。 監事は、役員報酬可、給料不可。			

※公益的な活動を行う法人であるという観点から、役員にはなれない場合があります。

(第1章1.(2)⑬をご覧ください。)

※NPO法人が私物化されるのを防ぐため、役員の子族の割合が制限されています。

(第1章1.(2)⑭をご覧ください。)